

2005 年 12 月 1 日採択

シッパーサイクルに関する法的拘束力を有する規則（仮訳）

本総会は、

海上安全、船舶起源の海洋汚染の防止と管理、ならびに海運活動の海洋環境への影響に係る他の事項に関する規則とガイドラインに関し、総会の機能を定める IMO 条約第 15 条（j）を想起し、

また、船舶の生涯を通じてシッパーサイクル工程に配慮する“最良の慣習”に関し利害関係者へのガイダンスを提供することを目的としたシッパーサイクルに係る IMO ガイドラインを採択した決議 A. 962 (23) を想起し、

さらに、シッパーサイクルに係る IMO ガイドライン（決議 A. 962 (23)）の修正を採択した決議 A. 980 (24) を想起し、

シッパーサイクルに係る国際労働機関およびバーゼル条約の役割に留意し、

世界の海上輸送の特徴、ならびに運航期間の終りを迎えた船舶の円滑な退役を確保する必要性に考慮しつつ、最も効果的、効率的かつ持続可能な方法で環境および労働者の健康と安全への危険性を最小化するシッパーサイクル問題への有効な解決策の確立に向け、IMO が寄与することが急務であることを認識し、

上記の目的は、国際海運とシッパーサイクル施設のための法的拘束力があり世界的に適用可能な規則の提供を目的とした新たな IMO 法制の確立により、最適に達成しうる可能性があることに考慮し、

また、シッパーサイクルに係る新たな法制のための考え得る骨子の草稿を含むシッパーサイクルに係る適切な強制要件の策定の検討における、第 53 回海洋環境保護委員会の著しい進展を認識し、

第 53 回海洋環境保護委員会の勧告を考慮し、

1. 海洋環境保護委員会に対し、以下のための規則を定めるシッパーサイクルに関する新たな法的拘束力のある規則を策定することを要請する；

- . 1 船舶の安全性と運航効率を損なうことなく安全かつ環境上適切なりサイクルを促進するための船舶の設計、建造、運航および準備；
- . 2 安全かつ環境上適切な方法でのシッパーサイクル施設の運営；
- . 3 シッパーサイクルのための適切な強制メカニズム（証明/通報システム）の確立；

2. また、海洋環境保護委員会に対し、2008－2009 年の間での検討と採択に合わせて上記の規則の完成に向け作業を行うことを要請する；

3. さらに、海洋環境保護委員会に対し、機関間の作業の重複および責任と権限が重なることを避けるために、国際労働機関およびバーゼル条約内の適切な組織と引き続き協力するよう要請する。

4. 政府および全ての利害関係者に対し、当面の間、遅滞することなく IMO ガイドラインの利用を継続するよう求める。

以 上